



東京都
省エネ・再エネ住宅
推進プラットフォーム



令和7年度 第2回連絡協議会

令和8年2月9日 14:30~15:45

1 東京都の令和8年度予算案等について

- (1) 「2050東京戦略」の更なる推進について
- (2) 令和8年度予算案について
- (3) 令和8年度の省エネ・再エネ住宅関連補助金等

2 東京都の施策について

- (1) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度（都市整備局）
- (2) 木材を活用した建築物マップ「木になる建築マップ」（都市整備局）
- (3) 木材利用による脱炭素化に資する人材育成事業（住宅政策本部）

3 その他

- (1) 住宅事業者への感震ブレイカー設置促進のための補助金（総務局）
- (2) 事務局からの連絡

*引き続き、省エネ・再エネ住宅普及啓発セミナー（16:00~17:00）を行います。

1 東京都の令和8年度予算案等について

- (1)新たな長期戦略「2050東京戦略」について
- (2)令和8年度予算案について
- (3)令和8年度の省エネ・再エネ住宅関連補助金等

(1) 「2050東京戦略」の更なる推進について



2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～

Plan

戦略策定 (R7.3)

目指す2050年代のビジョン※の実現に向け、
296の政策目標を設定

2050年代のビジョン

すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できる
「成長」と「成熟」が両立した
「世界で一番の都市・東京」

もっと!
ダイバーシティ
誰もが将来の夢や希望を叶え
もっと一人ひとりが輝く東京へ

もっと!
スマートシティ
東京のポテンシャルを磨き上げ
もっと活力溢れる東京へ

もっと!
セーフシティ
強靱で持続可能な都市を創造し
もっと安全・安心な東京へ

戦略策定後の状況変化を踏まえ、
政策目標を新設・上方修正し、取組を強化

政策目標

296件

(2025年3月策定時)



312件

(2026年)

政策目標の達成に向け

R8予算案において施策を充実・強化

20

ゼロエミッション

2050年代のビジョン

脱炭素社会を実現し、
世界のネットゼロ達成に
大きく貢献



東京
もっと
よくなる

政策目標

- 温室効果ガスの削減（2000年比）

60%以上削減

都を取り巻く状況

- 太陽光発電設備の導入加速などにより、**再エネ利用割合**が増加
- 2025年の夏は観測史上最も高温となり、酷暑を見据え、**都民の命と健康を守る取組**が必要



2050東京戦略 政策目標一覧（令和8年1月）

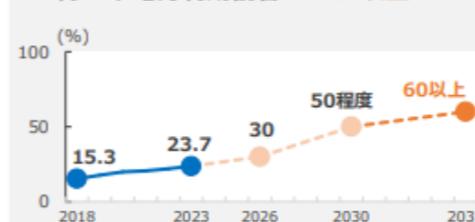
20 ゼロエミッション

1. 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化

■ 温室効果ガスの削減（2000年比）



■ 再エネ電力利用割合



上方修正

■ 太陽光発電設備導入量

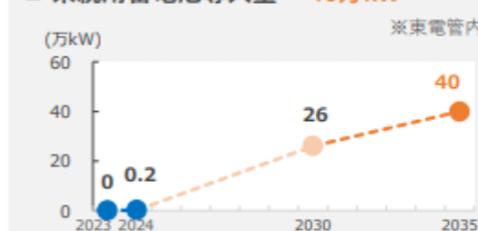


上方修正

■ 家庭用蓄電池導入量



■ 系統用蓄電池導入量



2. エネルギー効率の最大化

■ エネルギー消費量の削減（2000年比）



■ 高効率給湯器の導入



■ 断熱改修



1 東京都の令和8年度予算案等について

(2) 令和8年度予算案について



<予算編成方針>
「2050東京戦略」の迅速かつ確実な実行に向け、
大都市東京の強みを遺憾なく発揮し、
明るい未来を実現する予算

令和8年度予算における施策展開

「人」が輝き

活力に溢れ

安全・安心な東京

さらに進化させるための施策を積極的に展開

一般会計の総額 **9兆 6,530億円** 前年度比 +4,950億円

令和8年度予算の体系（8つの柱）

I 一人ひとりの「叶えたい」を支え、子供・若者の笑顔があふれる都市	1兆2,479億円
予算額（前年度増減）	
1 望む人の出会い・結婚、妊娠・出産、子育てをシームレスに支援	7,545億円（+814億円）
2 すべての子供の笑顔を育む、チルドレンファーストの社会の実現	1,613億円（+142億円）
3 すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び育つ教育の推進	5,093億円（+831億円）
4 将来を担う若者が希望に満ち、描いた夢を叶えられる東京	90億円（+33億円）
II 誰もが輝き、自らの可能性を存分に発揮できる都市	2,027億円
予算額（前年度増減）	
1 性別にとらわれず、誰もが自らの人生を選択できる社会	241億円（+65億円）
2 心豊かに暮らし、いつまでも輝けるアクティブなChōju社会の実現	1,298億円（+43億円）
3 障害や言語などの壁を打破し、インクルーシブシティ東京を実現	555億円（+136億円）
III 日本を力強く牽引し、世界をリードする金融・経済都市	4,320億円
予算額（前年度増減）	
1 スタートアップの力で日本の成長を東京が牽引	707億円（+179億円）
2 成長産業の発展を後押しし、新たなイノベーションを創出	3,632億円（+201億円）
IV 憩いと潤いに満ち、世界を惹きつける成長と成熟が両立した都市	4,737億円
予算額（前年度増減）	
1 洗練された体験・価値が世界中の人々の心を潤し、惹きつける東京	482億円（+22億円）
2 誰もがスポーツを楽しむ東京の実現	86億円（+23億円）
3 日本の成長を牽引し、人が輝き魅力あふれる成熟都市の実現	3,376億円（+508億円）
4 自然と都市が調和したまちづくり	815億円（+11億円）
V 世界のモデルとなる持続可能な環境先進都市	3,880億円
予算額（前年度増減）	
1 ゼロエミッションを達成し、持続可能な環境先進都市を実現	3,880億円（+923億円）
VI 世界一安全・安心でレジリエントな都市	8,425億円
予算額（前年度増減）	
1 災害から都民の命と暮らしを守る強靱な都市づくり	6,197億円（+185億円）
2 都民一人ひとりの備えと、地域の防災力を向上	344億円（+90億円）
3 犯罪から都民の命と安全・安心な暮らしを守り抜く東京	205億円（+52億円）
4 誰もが住み慣れた地域で安心して、必要な医療等を受けられる東京	1,773億円（+58億円）
VII 「スマート東京」「シン・トセイ」の推進	4,430億円
予算額（前年度増減）	
1 「スマート東京」「シン・トセイ」の推進	4,430億円（+316億円）
VIII 多摩・島しょの振興	3,023億円
予算額（前年度増減）	
1 成熟社会に対応した持続可能なまちづくり	2,674億円（+111億円）
2 島しょにおける個性と魅力あふれる地域づくり	369億円（+16億円）

* 柱の予算額は、一部重複する事案があるため合計は一致しない場合があります。

令和8年度予算案
 詳細はこちらから



V 世界のモデルとなる持続可能な環境先進都市 **3,880億円**

脱炭素化の推進とエネルギーの安定確保との両立に向けた取組を一層加速させることで持続可能な環境先進都市を実現



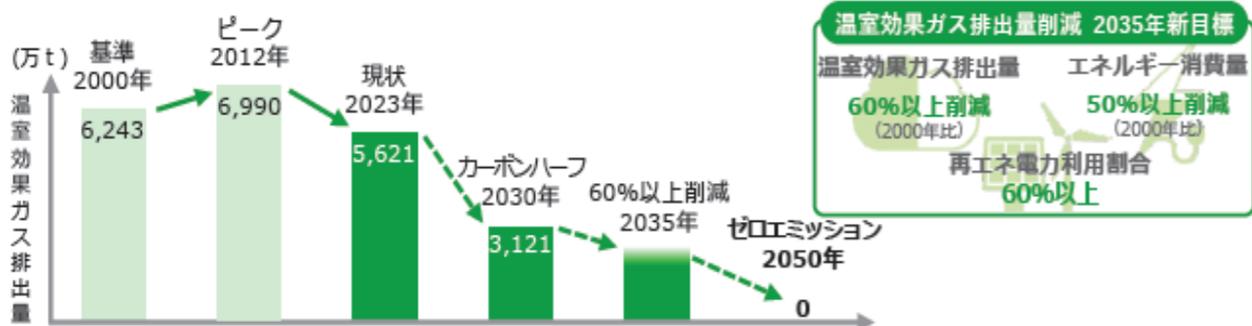
1 東京都の令和8年度予算案等について

(2)令和8年度予算案について

1 ゼロエミッションを達成し、持続可能な環境先進都市を実現 ⑧3,880億円 (⑦2,957億円)

ゼロエミッション東京の実現

ゼロエミッション東京の実現に向けた未来への投資と、
電力ひっ迫や猛暑に備えた緊急的対策を着実に推進



今年の夏の緊急対策

猛暑対策やレジリエンスの向上に
資するPV・蓄電池設置を推進

電力レジリエンスの向上

暑さ対策の強化

カーボンハーフ

2030年カーボンハーフ達成に向け、
特に家庭部門の対策を強化

エネルギー効率の最大化

ゼロエミッションモビリティの
普及拡大

サーキュラーエコノミー・
フロン対策等

エネルギー安全保障

国内の電力需要の増加を踏まえ、
再エネの基幹エネルギー化を推進

再生可能エネルギーの
基幹エネルギー化

水素エネルギーの
社会実装化



今年の夏を見据えた暑さ緊急対策 (令和7年度最終補正 441億円)

今年の夏の暑さを念頭に、都民の命と健康を守るために暑さ対策を前倒して実施

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業【環境】

⑧1,012億円 (⑦702億円)

脱炭素型のライフスタイルへの転換を促進するため、都内の既存住宅における太陽光発電設備や蓄電池など再エネ設備の導入や、高断熱化・高効率設備の設置を支援する取組を拡充

拡充ポイント



東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度の推進に向けた総合対策事業【環境】

⑧497億円 (⑦321億円)

「東京ゼロエミ住宅」の基準を満たす新築住宅の整備促進に向けて、環境性能に応じて実施する経費助成の件数を拡大 (⑦16,000戸→⑧24,000戸) するほか、ハウスメーカー等による住宅モデル開発等を支援するなど、環境性能の高い新築住宅の供給を強力に促進

賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業【環境】

⑧218億円 (⑦199億円)

賃貸住宅の断熱化を集中的に促進するため、賃貸オーナーが行う省エネ性能診断や断熱改修を支援するとともに、コンシェルジュによる診断・改修に向けた伴走型支援を実施 (省エネ改修規模：⑦3万戸→⑧5万戸)

家庭のゼロエミッション行動推進事業【環境】

⑧162億円 (⑦221億円)

長期使用家電等の買替や、効率的な新規家電の購入への支援を実施することで、家庭での省エネ行動を促進 (規模：約62万台)

1 東京都の令和8年度予算案等について

(3) 令和8年度の省エネ・再エネ住宅関連補助金等



分類	R8事業	R7→R8	資料	説明部局
(1)新築住宅	東京ゼロエミ住宅普及促進事業	拡充	①	環境局
	建築物環境報告書制度「環境性能向上支援事業」	拡充	②	
	建築物環境報告書制度「設計・施工技術向上支援事業」	拡充	③	
	建築物環境報告書制度「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」	拡充	④	
	優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定等	拡充	⑤	
	東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免	継続	⑥	主税局
	木材利用ポイント事業（多摩産材等活用）	拡充	⑦	産業労働局
	構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金	継続	⑧	都市整備局
	構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金	継続	⑨	
	【参考】東京都既存非住宅省エネ改修促進事業	継続	⑩	
	東京都戸建住宅等液状化対策促進事業等	継続	⑪	
(2)既存住宅改修等	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	拡充	⑫	環境局
	優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定等【再掲】	拡充		
	賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業	拡充	⑬	
	省エネ点検・改修キャンペーン	継続	⑭	主税局
	省エネ改修工事をした住宅に対する固定資産税の減額	継続	⑮	
	東京都既存住宅省エネ診断・設計等支援事業	継続	⑯	住宅政策本部
	戸建住宅省エネ等リフォームアドバイザー派遣事業	継続	⑰	
	マンション省エネ・再エネアドバイザー事業	拡充	⑱	
	太陽光発電等導入フィージビリティ検討支援 既存マンション省エネ再エネ促進事業	新規	⑲	
	東京都戸建住宅等耐震化促進事業	拡充	⑳	都市整備局
木材利用ポイント事業（多摩産材等活用）【再掲】	拡充		産業労働局	
(3)設備関連	太陽光パネルの高度循環利用の推進	継続	㉑	環境局
	住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業	拡充	㉒	
	太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業	継続	㉓	
	集合住宅における再エネ電気導入促進事業	継続	㉔	
	充電設備普及促進事業	拡充	㉕	
	マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営	継続	㉖	
	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業【再掲】	拡充		
	東京とどまるマンション 東京とどまるマンション非常用電源導入促進事業 （仮称）東京とどまるマンション太陽光発電設備・V2X導入促進事業等	拡充	㉗	住宅政策本部
(4)住宅市街地	宅地開発無電柱化推進事業	拡充	㉘	都市整備局
(5)家電の買い替え	家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）	拡充	㉙	環境局
(6)プラットフォーム	東京都省エネ・再エネ住宅普及促進事業補助金	継続	㉚	住宅政策本部

凡例

新規 令和8年度に新たに開始する事業

拡充 令和8年度に拡充する事業

継続 令和8年度から継続する事業

※本日は、主に令和8年度から
新設・拡充する事業（資料欄赤字）を
説明します。

(3)令和8年度の省エネ・再エネ住宅関連補助金等



(1)新築住宅

① 東京ゼロエミ住宅普及促進事業

補助金

拡充

環境局



令和8年度予算案 475億円*

* 事務費等を含む

- 東京の地域特性を踏まえた省エネ性能の高い住宅の普及促進のため、「東京ゼロエミ住宅」基準に適合する住宅を新築する建築主への補助を実施

「東京ゼロエミ住宅」基準

現行基準	断熱性能 UA値 (W/m ² ・K)	省エネ基準からの削減率
水準 A	0.35以下	▲45% (▲40%)
水準 B	0.46以下	▲40% (▲35%)
水準 C	0.60以下	▲30% (▲30%)

※カッコ内の値は集合住宅等の基準

+ 再エネ利用設備(太陽光発電設備等)を原則設置

住宅に対する補助

	水準 C	水準 B	水準 A
戸建住宅	40万円/戸	160万円/戸	240万円/戸
集合住宅等	30万円/戸	130万円/戸	200万円/戸

機器に対する補助

- ・ 太陽光発電設備
(陸屋根のマンション等への架台設置上乗せ、機能性 P V への上乗せ補助を含む)
- ・ 蓄電池システム
(R7:12万円/kWh ⇒ R8:10万円/kWh(上限120万円/戸))
- ・ V 2 H

令和8年度予算案 21.6億円*

* 事務費を含む

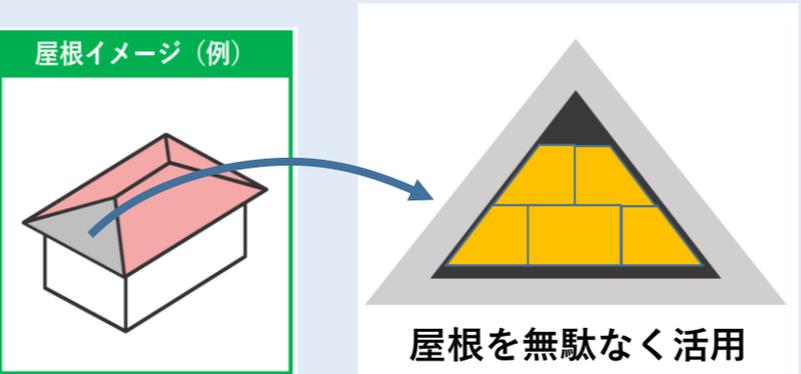
- 環境性能の高い住宅モデルの開発・改良に関する取組や、設計・施工技術の向上等に係る取組を支援
- 義務基準の履行に向けた年間の事業計画の提出を要件とし、太陽光発電設備等の一括補助を実施

事業名	(1) 環境性能向上支援事業	(2) 設計・施工技術向上支援事業	(3) 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務対象者 ・ 任意参加予定のハウスメーカー（中小企業者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域工務店（中小企業者） ・ 太陽光発電システム施工事業者（中小企業者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定供給事業者として制度に参加するハウスメーカー
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正後の義務基準・誘導基準に対応する環境性能の高い住宅の商品ラインナップの開発・改良の取組 ・ ※義務対象者は改正後の誘導基準に対応する取組のみ対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境性能の高い住宅に関する設計・施工技術の向上等に資する取組を支援 ・ 新築住宅への太陽光発電システムの施工等に関する技術向上に資する取組を支援 ・ 東京ゼロエミ住宅を新たに建設するに当たっての設計・施工技術の向上に資する取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物環境報告書制度に参加する事業者による太陽光発電システム・蓄電池システム・V2H・エコキュート・ハイブリット給湯器の設置に対する経費の一部を一括補助
募集期間	令和8年4月募集開始予定	令和8年4月募集開始予定	令和8年4月募集開始予定

⑤優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定等

- 都は、都市特有の諸課題の解決に資する機能性を有する住宅用太陽光発電設備の製品を認定
→規格化され、型式を有する製品（市場で入手可能なもの）を対象
- 令和5年度以降、各補助事業において当該認定製品（機能性PV）への上乗せ補助を実施し、普及を後押し
- 令和7年度認定において、防眩型（ガラス製品）かつ小型などの防眩機能と他の機能を併せ持つ区分を新設

機能性PVの認定イメージ

都市特有の諸課題	狭小の屋根が多い、建物密集地域が多い 等	令和8年度の上乗せ補助実施事業
機能性の区分	小型パネル(多角形、建材形、方形)	東京ゼロエミ住宅普及促進事業
	建材一体型パネル (屋根、窓・壁等の屋根以外)	
	軽量型パネル(ガラス・ガラスレス)	特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業
	防眩型パネル ・ガラス ・ガラスレス ・ガラスかつ小型(多角形、建材形) ・ガラスかつ小型(方形) ・ガラスかつ建材一体型(屋根)	<p style="text-align: center;">小型パネルの製品例</p> 
PV出力最適化 (部分影等による出力低下の抑制)		住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業

※ 詳細は、クール・ネット東京の事業HP (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kinousei-pv>) をご覧ください。

⑥ 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免

事業概要

- 2030年カーボンハーフの実現に向け、断熱・省エネ性能の高い東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援
- 一定の要件を満たす新築の東京ゼロエミ住宅（助成対象のもの）について、**不動産取得税を最大で全額減免**
- 東京ゼロエミ住宅の基準見直しに合わせ、令和6年10月1日以降に設計確認申請を行った住宅について、減免措置を見直し

事業内容

	旧基準	新基準																							
減免対象	令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた 新築の東京ゼロエミ住宅の取得	令和6年10月1日から令和11年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた 新築の東京ゼロエミ住宅の取得																							
減免要件・減免割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要件</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td>水準3</td> <td rowspan="2">5割</td> </tr> <tr> <td>水準2</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>水準1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td>発電出力50kW未満の太陽光発電システム（※）の設置</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>①及び②のいずれにも該当する場合</td> <td>10割</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）一定の要件を満たすものに限りま。</p>	要件		減免割合	①	水準3	5割	水準2	—	水準1	—	②	発電出力50kW未満の太陽光発電システム（※）の設置	5割	①及び②のいずれにも該当する場合	10割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水準A</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>水準B</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>水準C</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table>	要件	減免割合	水準A	10割	水準B	8割	水準C	5割
要件		減免割合																							
①	水準3	5割																							
	水準2																								
—	水準1	—																							
②	発電出力50kW未満の太陽光発電システム（※）の設置	5割																							
	①及び②のいずれにも該当する場合	10割																							
要件	減免割合																								
水準A	10割																								
水準B	8割																								
水準C	5割																								
備考	減免対象となる取得は、最初の不動産取得税の課税対象となる取得に限りま。																								

⑦木材利用ポイント事業

事業概要

多摩産材及び国産木材を利用し、住宅の新築またはリフォームをした者に対して、東京の特産物等と交換できるポイントを交付する。

事業内容

○新築戸建て住宅へのポイント交付（令和8年度 拡充）

- 【要件】・多摩産材を4立法m以上使用していること
- ・対象に**店舗兼住宅**（※住宅部分のみ）を追加

【交付ポイント数（1立法m当たり）】

		多摩産材	国産木材	交付上限
東京ゼロエミ住宅認証	有	12万	1万5千	90万
	無	8万	1万	60万

○リフォームへのポイント交付（令和8年度 拡充）

- 【要件】・多摩産材を9平方m以上使用していること 等
- ・対象に**店舗兼住宅**（※住宅部分のみ）／**再販物件**を追加

【交付ポイント数（1平方m当たり）】

		多摩産材	国産木材	交付上限
CO ₂ 排出量削減を目的とする補助金の利用	有	4千5百	3千	45万
	無	3千	2千	30万

○ポイントと交換可能な商品（令和8年度 拡充）

- ・東京の農畜産物・水産物・伝統工芸品
- ・国産木材製品
- ・東京の森林整備や林業振興に資するサービス等
- ・商品券等（交付ポイントの5割まで）
※ただし、①または②を満たす場合に限る

- ①特定工事※の実施
- ②多摩産材使用量のみでポイント交付上限に到達

特定工事を未実施の場合でも！

※特定工事：都内に事業所を有する**技能士**（左官、畳製作、建具製作）が製作した**漆喰等、畳、木製建具**のいずれか

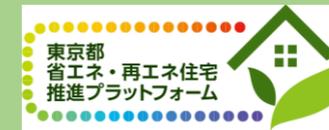
1 (3)令和8年度の省エネ・再エネ住宅関連補助金等

- ⑧構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金
- ⑨構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金

補助金

継続

都市整備局



⑧構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金

事業概要

- ・構造木質化のため、国産木材を使用する防耐火構造の**大臣認定取得費用負担者**に対し、**認定取得費用**の一部を補助
- ・認定書が交付された認定に対し、**認定取得費用**（建築基準法に定める手数料）の**2分の1**補助

事業内容

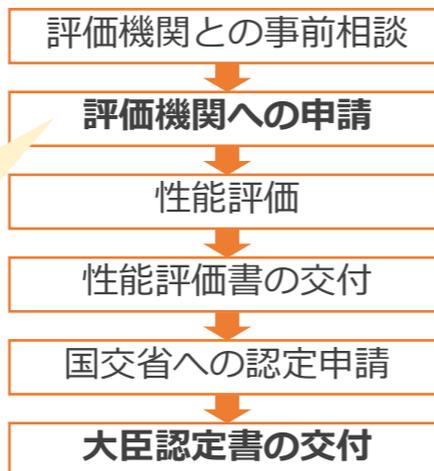
延べ面積**500㎡**以上の建築物に導入する認定が対象

●申請手数料の例

- 柱(3時間耐火) …**310万円**
- 梁(3時間耐火) …**290万円**
- 耐力壁(2時間耐火) …**224万円**

※試験体の作成費用は対象外

大臣認定取得の流れ



⑨構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金

事業概要

- ・構造木質化のため、スプリンクラー設備等を設置し内装制限の規定を適用しない建築計画を行う建築主に対し、**スプリンクラー設備等設置費**の一部を補助
- ・スプリンクラー設備等の設置にかかる費用の**2分の1**補助（**上限2625万円**）

事業内容

スプリンクラー設備等を設置することにより、国産木材による構造木質化等が可能となる床面積が合計**500㎡**以上の建築物が対象（**設置義務建築物も対象**）



CLT合成床 施工時写真



スプリンクラー+機械排煙で内装制限の規定を適用しない計画事例

（画像引用）令和元年度 木造建築技術等先導事業報告書（事例集）
令和3年度 中大規模木造普及シンポジウム 事例報告会

事業内容

- ・事務所ビルなどの非住宅で実施する、省エネ**診断**、省エネ**設計**、省エネ**改修工事**に補助
- ・国費を活用した補助制度。区市町村の補助実施体制が整うまで都が直接補助を実施

事業内容

- 対象者：中小企業者、中小企業団体、中小企業等協同組合、個人事業主、学校法人、社会福祉法人
一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、医療法人
- 補助対象：延べ面積10,000㎡以下の**非住宅**において、下表の診断・設計・改修を行うもの

内容		補助率	補助上限額	
省エネ診断 省エネ設計	<ul style="list-style-type: none"> ■省エネ診断に必要な調査費用 ■BELSの評価・認証を受けるために必要な費用 ■省エネ改修に必要な調査・設計等に係る費用 など 	2/3	上限なし	
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> ■開口部、躯体等の断熱化、設備の効率化に係る工事費用 <ul style="list-style-type: none"> ・開口部等の断熱化と併せて実施することで設備の効率化に係る工事も補助対象となります。 ・部分改修も補助対象となります。 ・改修後に耐震性が確保されることが必要です。 	23%	省エネ基準 レベル	5,600円/ ㎡
			ZEB レベル	9,600円/ ㎡

⑪東京都戸建住宅等液状化対策促進事業等

種別	区市町村を通じた間接補助（令和6年度～）	都の直接補助（令和7年度～）																								
助成対象住宅	区市町村の要綱による（戸建住宅等の新築・建替え）	地階を除く階数が3以下の戸建住宅等※の新築・建替え（※耐火・準耐火で、1,000㎡未満の戸建・長屋・共同住宅）																								
助成金額	<p>●液状化判定調査費（地盤調査等）</p> <p>都と区市町村で助成率2/3 かつ 上限26.6万円</p> <table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>区市町村</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>13.3万円</td> <td>13.3万円</td> <td>13.3万円</td> </tr> </table> <p>●液状化対策工事費</p> <p>都と区市町村で助成率1/2 かつ 上限80万円</p> <table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>区市町村</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>40万円</td> <td>40万円</td> <td>80万円</td> </tr> </table> <p>※助成率等は都における標準的な場合の例示であり、区市町村によって助成制度は異なる。</p> <p>※葛飾区では上記より充実した助成制度を実施</p>	都	区市町村	所有者	1/3	1/3	1/3	13.3万円	13.3万円	13.3万円	都	区市町村	所有者	1/4	1/4	1/2	40万円	40万円	80万円	<p>●液状化判定調査費（地盤調査等）</p> <p>助成率1/2 かつ 上限10万円</p> <table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>10万円</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>液状化危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> 15 < PL 5 < PL ≤ 15 0 < PL ≤ 5 PL = 0 なし <p>0 20 km</p> <p>都心南部直下地震（M7.3）の液状化危険度分布</p> <p>出典：首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（令和4年5月東京都防災会議）</p>	都	所有者	1/2	1/2	10万円	10万円
都	区市町村	所有者																								
1/3	1/3	1/3																								
13.3万円	13.3万円	13.3万円																								
都	区市町村	所有者																								
1/4	1/4	1/2																								
40万円	40万円	80万円																								
都	所有者																									
1/2	1/2																									
10万円	10万円																									



(2)既存住宅改修等

1 (3)令和8年度の省エネ・再エネ住宅関連補助金等

⑫災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

補助金

拡充

環境局



令和8年度予算案 1,012億円

- 都内住宅の断熱改修や太陽光発電設備等の設置を進め、省エネで、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進
- 令和8年度も住宅向けの再エネ設備の設置等への補助を継続

助成内容

- ・ 既存住宅省エネ改修...窓/ドア改修（補助率（単価制）R7：1/3相当→R8：1/2相当（拡充））
（管理組合による上乘せ、断熱防犯窓への上乗せ）、壁/床等断熱改修（補助率1/3）、高断熱浴槽（9.5万円/戸）
- ・ 蓄電池システム...10万円/kWh 等（新設/増設時にデマンドレスポンス参加への同意による上乘せ補助 等）
- ・ 熱と電気の有効利用...太陽熱、地中熱、エコキュート/ハイブリッド給湯器
（新設時にデマンドレスポンス参加への同意による上乘せ補助を含む）
- ・ 太陽光発電設備... 新築（12万円/kW）、既存（15万円/kW）
（陸屋根のマンション等への架台設置・防水工事上乘せ、及び機能性PVへの上乗せ補助を含む）
- ・ パワーコンディショナ更新 ・ V2H
- ・ 分譲マンション省エネ型給湯機器（再エネ電力メニュー契約による上乘せ含む） 等

注意事項

【新規】令和8年度事業より金融機関発行の証明書等の提出が必須（現金の受け渡しは、補助対象外）

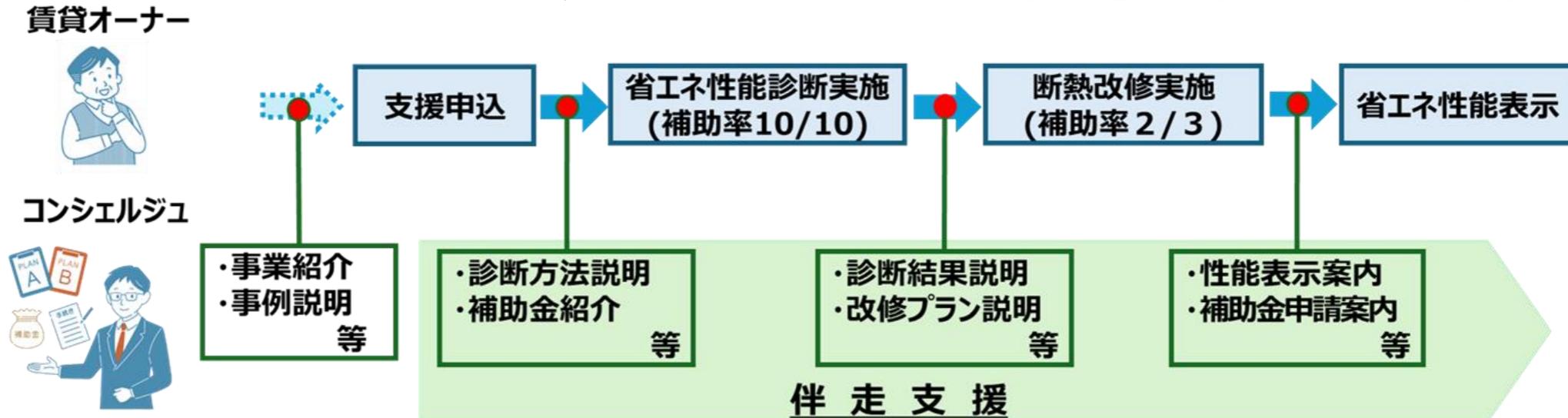
【継続】契約前の事前申込が必要（経過措置期間の例外を除く）

令和8年度予算案 217.6億円

- 賃貸オーナーに対する省エネ性能診断キャンペーンの展開や、コンシェルジュによる伴走型支援に加え、断熱改修支援の拡充等により、断熱化を加速するとともに、太陽光発電等の導入支援等を実施

事業内容

【スキーム図】賃貸オーナーのニーズに合わせ、コンシェルジュが省エネ性能診断前から断熱改修後まで伴走支援



助成内容

【省エネ改修】

- ・断熱改修 (窓、ドア、壁・床等の断熱材)
→補助率2/3 (上限額あり)
- ・省エネ性能診断 (現況図面作成、診断・表示)
→補助率10/10 (上限額あり)

【再エネ導入】

- ・太陽光発電設備
→新築15~18万円/kw、既築24~30万円/kw (それぞれ上限額あり)
※機能性PV、架台設置、防水工事に対して上乗せあり
- ・低圧電力一括受電附帯設備→電力量計7万円/戸、収集装置10万円/棟
- ・蓄電池→10万円/kWh (上限額あり)

※R8については決まり次第公表予定

事業概要

専門知識を有したアドバイザーが、住宅の省エネ性能を点検し、省エネ改修のメリットや助成金情報などを助言
点検後も、断熱窓・断熱ドア・高効率給湯器の省エネ改修の検討に役立つ情報をフォローアップ（令和7年度～）

派遣助成の内容

◆対象者

- ・都内に所在する住宅の所有者（賃貸オーナーを除く。）、マンション管理組合など

◆支援の概要（無料）

- ・都内の家庭（戸建、集合とも）の高断熱窓・高断熱ドア、高効率給湯器等の省エネルギー化に関するアドバイザーの派遣
受付、フォローアップ（助成金や改修事業者の情報提供） など

◆主な点検項目【分譲マンション（住戸）の場合】⇒

【戸建住宅（耐震性あり）】

資料⑰ 戸建住宅省エネ等リフォームアドバイザー派遣

【戸建住宅（耐震性なし）】

資料⑳ 戸建て住宅の耐震化アドバイザー制度

【分譲マンション（共用部等）】

資料⑱ マンション省エネ・再エネアドバイザー事業

窓の点検

- 設置場所の確認
（ご希望の箇所）
- サッシ材質の確認
（アルミ、樹脂、
アルミ樹脂複合等）
- ガラスの確認
（単板、ペア、トリプル等）



玄関ドアの点検

- 場所の確認
- ドア材質の確認
（木製、金属製等）



給湯器の点検

- 設置場所の確認
（バルコニー、
パイプシャフト等）
- お使いの給湯器の種別
（従来型ガス給湯器、
エコジョーズ等）



⑮省エネ改修工事をした住宅に対する固定資産税の減額

次の要件に全て該当する場合、省エネ改修工事をした住宅にかかる固定資産税が減額されます。

住宅リフォーム減税

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日以前からある住宅であること ・居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上あること ※貸家の用に供する部分は減額されません ※耐震改修をした住宅に係る固定資産税の減額制度等との併用はできません	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・減額対象改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること（ただし、申告期限あり） ・改修後の住宅の床面積が40㎡以上、240㎡以下であること ・減額対象改修工事費が60万円超、または同費用が50万円超で、省エネに資する装置の設置費と合わせて60万円超であること。ただし、国または地方公共団体からの補助金等がある場合は、補助金等を控除した額が上記を超えている必要があります
減額対象改修工事	令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間に、次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと （①の工事は必須です） ①窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事	減額される額	固定資産税額の3分の1を減額 ※改修工事が完了した年の翌年度分（1月1日完了の場合はその年度分）に限る ※当該住宅の一戸当たり120㎡の床面積相当分までを限度とする



16 東京都既存住宅省エネ診断・設計等支援事業

事業概要

都内既存の集合住宅及び戸建住宅において省エネ診断、省エネ設計に補助（診断、設計は独立して申請可）

事業内容

○補助対象者：住宅の所有者、マンション管理組合等

令和8年度の事業詳細・申請受付期間等は、
決まり次第公表いたします。

○補助対象事業：

補助対象事業		補助率	補助率	交付限度額
省エネ診断		<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ診断に必要な調査費用 ■ BELSの評価・認証取得に必要な費用 等 	2/3	210千円/戸
省エネ設計等	省エネ基準適合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ改修に必要な調査・設計・計画に係る費用 ■ 改修設計についてBELSの評価・認証取得に必要な費用 	2/5	180千円/戸
	ZEH水準適合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ改修工事の工事監理に係る費用 等 	4/5	360千円/戸

【ポイント】

- **BELSの評価・認証**にかかる費用も補助対象です。「省エネ性能表示制度」が開始した今、**将来の賃貸借や売買時に、省エネ性能を客観的に提示することが可能になります。**
- 省エネ診断・省エネ設計を行うことで、**省エネ性能を把握した上での効果的な省エネ改修につなげる**ことが可能になります。省エネ改修を実施する際には、国・都等の他の改修補助制度をご活用ください。



⑰戸建住宅省エネ等リフォームアドバイザー派遣事業

事業概要

ニーズや建物の状況に応じた省エネ化・再エネ化等のリフォームに関するアドバイスをを行う無料派遣

事業内容

1 アドバイスの内容

- (1) リフォームに関する意向や現状の問題意識について聞き取り
- (2) 建物の状況や設備等を目視で調査
- (3) 調査結果に基づき、建物や設備等の現状の説明
- (4) 省エネ化・再エネ化やバリアフリー化等に関する改修手法や各種補助制度等について情報提供

2 申込が可能な方

耐震性を有する※都内の戸建住宅、二世帯住宅等の長屋の所有者

※「耐震性を有する」とは、新耐震基準（昭和56年6月1日に導入された耐震基準。以下同じ。）により建築されたこと又は耐震改修や耐震診断により新耐震基準と同等以上の耐震性能を有することが確認されたことを指します。

※なお、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した2階建以下の木造住宅の場合、耐震性の確認等が必要になる場合があります。

3 申込受付（予定）

令和8年4月1日



東京都
戸建住宅 **省エネ等** リフォームアドバイザー
を**無料で派遣**します。

※本事業は、東京都が一般社団法人東京都建築士事務所協会に委託しております。

光熱費の高騰が気になる
洗面所など極端に寒い場所がある
夏は2階が暑い
冬は窓際が寒い
窓の結露が気になる

そのお悩み、ご自宅の**省エネ化・再エネ化**で
解決できるかもしれません！

アドバイザーが
ご自宅にお伺いし
助言します。

検討してみませんか？

住宅に関する
お悩みの聞き取りと
解決方法のご提案

建物の状況や設備等を
調査・説明

今後の手順や
補助金のご案内

お伺いするアドバイザーは、
既存住宅の調査や改修提案の
知識又は経験があり、
建築士の免許を持った専門家です

建築士の資格を有する戸建住宅省エネ等リフォームアドバイザーが現地に伺い、
建物の状況を確認した上で、省エネ化・再エネ化を検討するに当たって必要となる
情報（改修の手法、各種補助制度等）を提供します。
また、要望に応じて、省エネ化・再エネ化と併せて実施することが効果的な他の
改修（バリアフリー化等）についても各種補助制度の情報を提供します。

⑱ マンション省エネ・再エネアドバイザー事業

事業概要

個々のマンションで共用部分の省エネルギー化等を進めるための提案をする「マンション省エネ・再エネアドバイザー」を無料で派遣（令和4年度～）

派遣助成の内容

● 件数

① アドバイザー派遣：160件 ② フォローアップ派遣：20件（拡充部分）

【事業内容】

◆ 派遣するアドバイザー

マンション管理士、建築士又は電気主任技術者等の資格を持った専門家（2名）

◆ 内容

【① アドバイザー派遣】マンション共用部分等の省エネルギー化等に関する

① 相談、調査、助言等 ② 提案書作成、説明

【② フォローアップ派遣】上記①提案書について、総会等での詳細説明や質疑応答

◆ 対象者

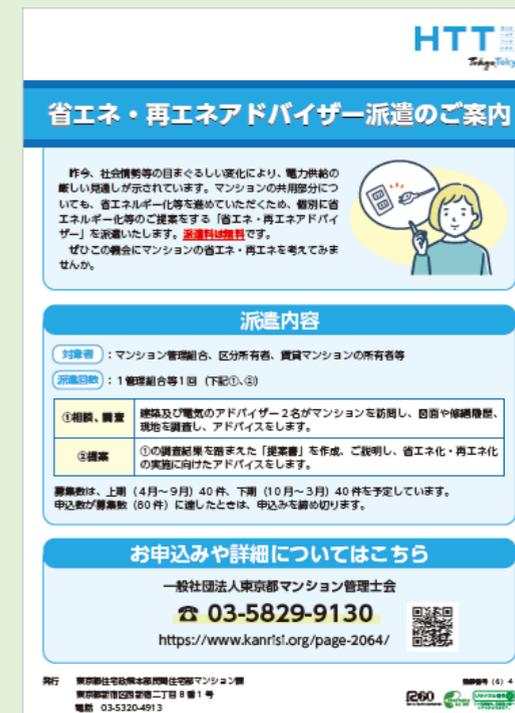
分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意の団体、賃貸マンションの所有者等（都内）

◆ 派遣回数等

1管理組合 ①、②各1回（② フォローアップ派遣は、① アドバイザー派遣後に利用可）

派遣料：無料

◆ 受付開始 令和8年4月1日予定



省エネ・再エネアドバイザー派遣のご案内

昨年、社会情勢等の目まぐるしい変化により、電力供給の厳しい見通しが示されています。マンションの共用部分についても、省エネルギー化等を進めていただくため、個別に省エネルギー化等のご提案をする「省エネ・再エネアドバイザー」を派遣いたします。派遣料は無料です。ぜひこの機会にマンションの省エネ・再エネを考えてみませんか。

派遣内容

対象者：マンション管理組合、区分所有者、賃貸マンションの所有者等

派遣回数：1管理組合等1回（下記①、②）

①相談、調査	建築及び電気のアドバイザー2名がマンションを訪問し、目視や稼働確認、現地を調査し、アドバイスをします。
②提案	①の調査結果を踏まえた「提案書」を作成、ご説明し、省エネ化・再エネ化の実施に向けたアドバイスをします。

派遣数は、上期（4月～9月）40件、下期（10月～3月）40件を予定しています。申込数が募集数（80件）に達したときは、申込みを締め切ります。

お申込みや詳細についてはこちら

一般社団法人東京都マンション管理士会
☎ 03-5829-9130
<https://www.kanri1st.org/page-2064/>

発行 東京都住宅政策本部住宅政策課 マンション課
東京都住宅政策本部第二図書室1号
電話 03-5320-4913

事業概要チラシ

②0 東京都戸建住宅等耐震化促進事業

補助金

拡充

都市整備局



助成対象住宅

- ・旧耐震基準で建築された住宅（マンションを除く）
- ・2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅（2階建以下・在来軸組工法）

助成対象者

住宅の所有者

助成窓口

区市町村（区市町村を通じた間接補助）

助成金額

	耐震診断*1		耐震改修	建替・除却	太陽光発電システム加算	
	助成率	上限額	上限額	上限額	助成率	上限額
旧耐震	2 / 3	9.1万円/戸*2	177.5万円/戸	177.5万円/戸*3	通常の対象額を超えた費用の3/5	36万円/棟
新耐震				対象外*4		

助成率等は都における標準的な場合の例示であり、以下の事項等のように**区市町村によって助成制度は異なる。**

*1 耐震診断は区市町村が無償で行っている場合がある。

*2 **令和8年度に上限額を引上げ予定**

*3 新築を伴わない除却のみの場合も上限額等は異なる。

*4 新耐震木造住宅の建替や除却を助成対象とする区市町村もある。

*5,6 障害者・要介護者等への加算についても区市町村によって異なる。

近年の拡充事項等

○**障害者・要介護者等*5が居住する住宅**については耐震改修等への助成を加算*6（令和7年度～）

*5 身体障害者、知的障害者、精神障害者、要介護者、要支援者

【通常】例：耐震改修の工事費が300万円の場合

助成金 177.5万円

【障害者・要介護者等が居住する住宅】

助成金 300万円

○**耐震シェルターや防災ベッド**に関する助成を行う区市町村に対し都は12.5円/戸を限度に支援

（令和7年度～）



耐震シェルターの例



防災ベッドの例

※区市町村が住宅所有者向けに助成を実施

※区市町村によって助成制度は異なる

取組名称

戸建て住宅の耐震化アドバイザー制度

対象住宅

- ・旧耐震基準で建築された住宅（マンションを除く）
- ・2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅（2階建以下・在来軸組工法）

対象者

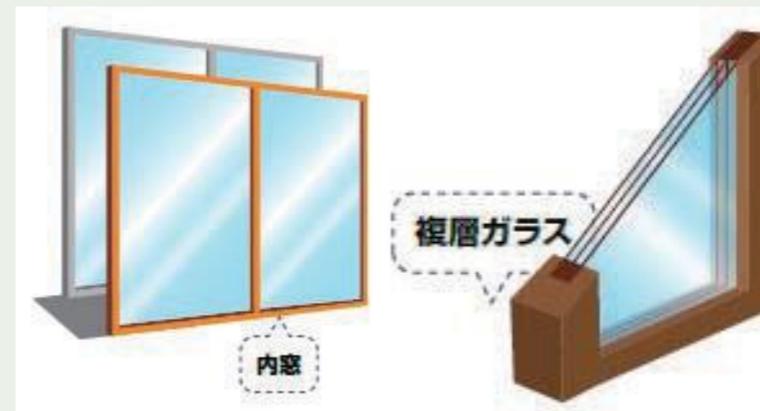
対象住宅の所有者

窓口

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

事業概要

- ・所有者が耐震化を進める上での不安等を解消するため、専門家（建築士、弁護士等）を無償で派遣
- ・耐震化に合わせて省エネ・バリアフリー等のリフォームについても情報提供し、住宅の防災性と快適性を向上（令和6年度から拡充）
⇒省エネ化、バリアフリー化、太陽光等と一体となった耐震化を推進



省エネ化の事例（窓の断熱機能を向上）



太陽光パネル設置例



(3)設備関連

②1 太陽光パネルの高度循環利用の推進

補助金

継続

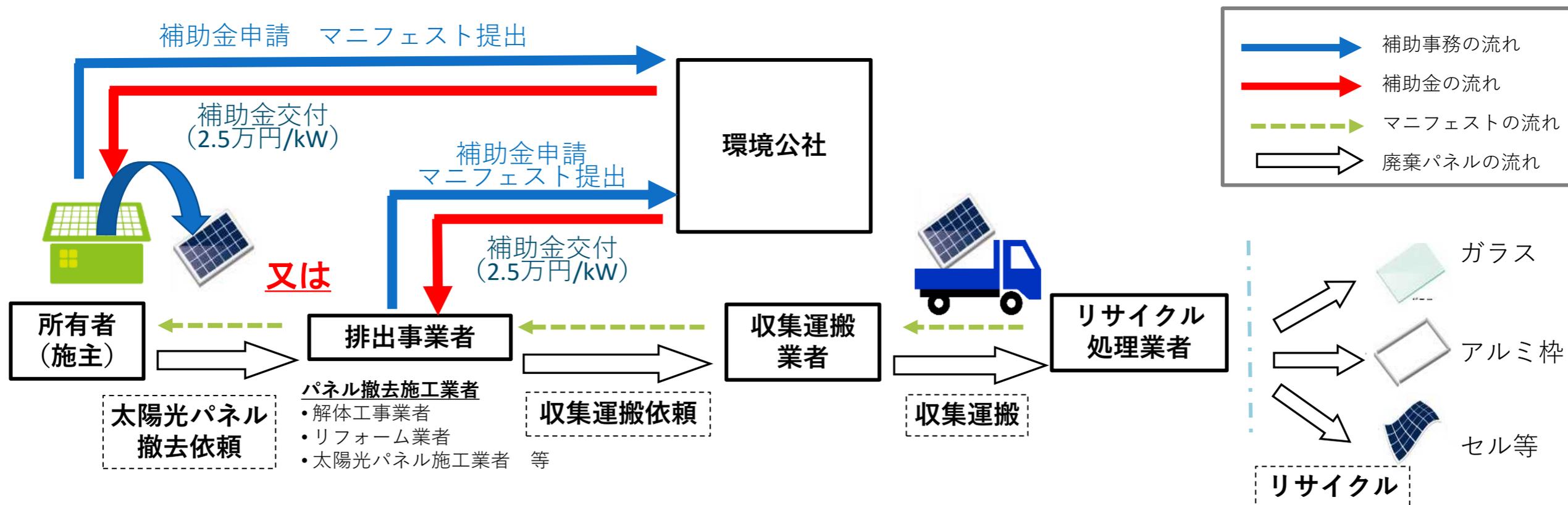
環境局



事業概要

住宅用太陽光パネルのリサイクルルート確立に向け、埋立処分と比べ割高になるリサイクル費用の一部を補助。補助対象は、発電出力上限50kW未満（カーポート設置パネルを含む）

事業内容



②住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業

1 事業概要

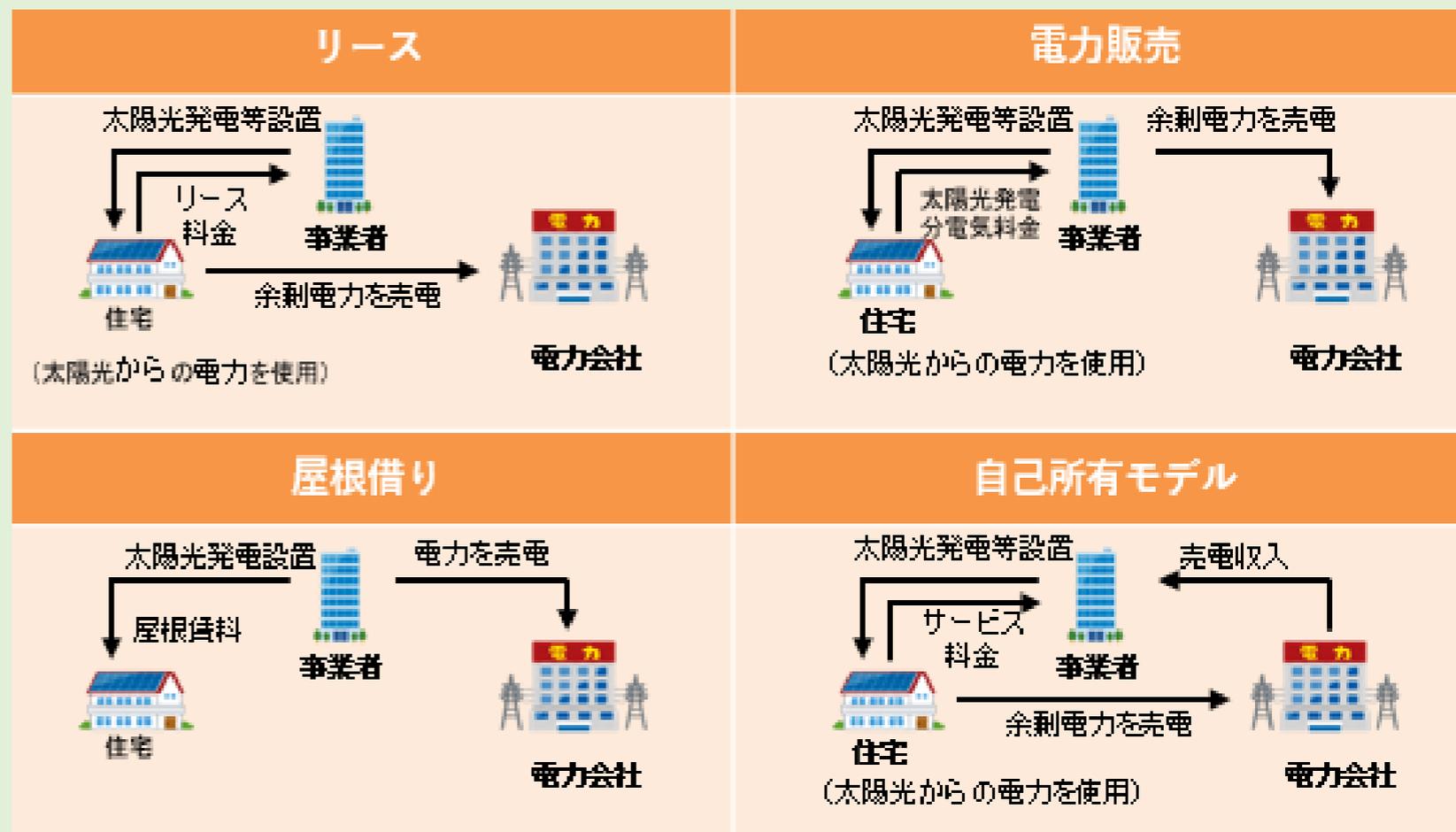
リース・電力販売・屋根借り・自己所有モデル等による初期費用ゼロで太陽光発電設備等を設置する事業者に対して助成し、サービス利用料の低減等を通じて住宅所有者へ還元

2 事業内容

<助成対象機器>

- ・ 太陽光発電システム
※機能性PVへの上乗せ補助を含む
- ・ 蓄電池システム

<スキームの例>



②3 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業

1 事業概要

○太陽光発電設備及び蓄電池の導入に係る都民の負担を軽減するため、都と協定を締結する事業実施者（アイチューザー株式会社）が購入希望者を募集し、**共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減**を可能とする事業を実施

2 事業内容

○参加登録期間（予定）

【第1回】令和8年3月26日から7月29日まで

【第2回】7月30日から11月30日まで

【第3回】12月1日から令和9年3月31日まで

○選択可能なプラン

- ・「太陽光発電設備のみ」、「太陽光発電設備＋蓄電池」、「蓄電池のみ」の3つのプランから選択が可能
- ・参加登録後に届く見積等を踏まえて契約の判断が可能

○価格低減効果 ※ 価格低減の程度は、状況により変動

- ・令和7年度は、共同購入により設置費用（機器費及び工事費）が想定市場価格から**約2割程度**低減

○施工事業者等

- ・施工事業者は今後、事業実施者が行う入札により決定し、東京都環境局ホームページに掲載
(施工事業者及び太陽光発電設備等のメーカーは指定のものとなります)

○その他

- ・本事業で住宅に太陽光発電設備等を設置する方について、**都の補助金を併せて活用可能**

みんなのうちに太陽光 東京都

検索



コールセンター：0120-723-100

(受付時間 10時から18時まで (土・日・祝日を除く))

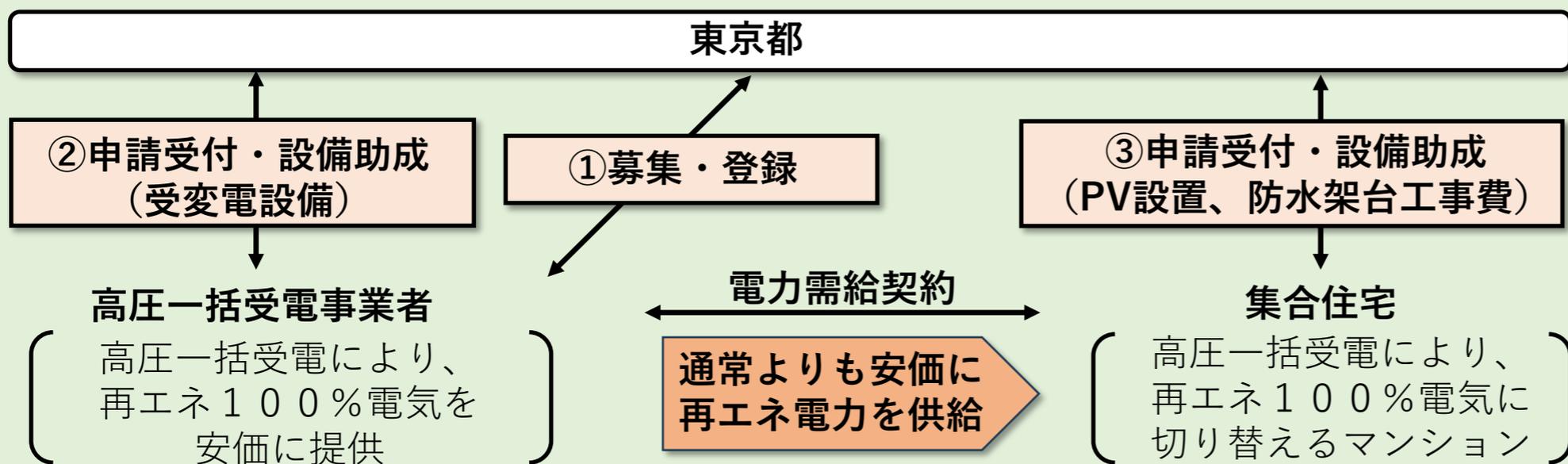
②4 集合住宅における再エネ電気導入促進事業

1 事業概要

○集合住宅における建物全体の再エネ化を推進するため、高圧一括受電による再エネ100%電気の導入を条件に、受変電設備の設置等に係る経費を助成するとともに、さらに太陽光発電設備を設置する場合には上乗せして助成する事業を継続

2 事業内容

【スキーム図】



助成内容

- ・ 受変電設備
→ 補助率2/3 (上限額あり)
- ・ 太陽光発電設備
→ 新築10万円/kw、
既築12万円/kw
※陸屋根への架台設置、
防水工事に対して上乗せあり



25 充電設備普及促進事業

令和8年度予算案 26.9億円

● 都内の**集合住宅**及び**既存戸建住宅**に、**電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHEV）用充電設備を設置する**際の経費等を補助。令和8年度は、**機械式駐車場のEV対応への改修工事**における支援も含めて継続

事業内容

	助成対象設備等	設備購入費	設置工事費		上乗せ補助等
集合住宅	超急速充電設備(出力90kW以上)	10/10 (機種ごとの上限あり)	上限1,600万円/基		蓄電池付き充電設備 +335万円/基(上限額) 通信機能付き充電設備 +10万円/基(上限額)
	急速充電設備(出力10kW以上)		上限6万円/kW or 上限309万円/基(いずれか低い方)		
	普通充電設備 V2H充放電設備 充電用コンセントスタンド	1/2 (機種ごとの上限あり) (国補助と併用して10/10もあり)	上限135万円/基(1基目) 上限68万円/基(2基目以降)	機械式駐車場へ設置する場合 上限171万円/基(1基目) 上限86万円/基(2基目以降)	通信機能付き充電設備 +3万円/基(上限額)
	充電用コンセント		上限95万円/基(1基目) 上限48万円/基(2基目以降)		
	将来の充電設備設置のための 先行工事	-	機械駐車場以外：上限7万円/区画、機械駐車場：上限30万円/区画		-
	遠隔制御用 エネルギーマネジメント設備	-	上限30万円/台		-
	機械式駐車場への充電設備設置時の パレット改修工事 (EVが駐車可能な規格への改修)	-	上限140万円/パレット		-

※合計出力50kW以上の充電設備を導入する場合、受変電設備改修費(機器購入費・設置工事費)を上限435万円まで補助

	助成対象設備	設備購入費	設置工事費	要件
既存戸建住宅	普通充電設備 充電用コンセント 充電用コンセントスタンド	通信機能なし	25,000円/基	太陽光発電の設置または再エネ100%の電力契約
		通信機能付き	全額(上限30万円/基)	-

26 マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営

令和8年度予算案 0.3億円

- 令和4年度に創設した充電サービス事業者等で構成する連携協議会を活用し、マンション充電設備の普及促進に向けた各種支援策を展開。

事業内容

○マンション充電設備普及促進事業

名称	補助概要	補助対象者	補助額
マンション充電設備ランニング経費補助	充電設備を先行的に一定数導入し、別途電気の引込工事を行う都内マンションに対し、新たに契約した電気料金（基本料金）を支援	都内マンション管理組合、賃貸住宅オーナー等	最大18万円/年（低圧） 最大334万円/年（高圧）

○普及啓発の取組

- ・ マンション管理組合等を対象とした充電事業者各社との個別相談会
- ・ 充電設備の設置に関する助言を行うマンションアドバイザーを派遣、オンライン相談会の実施
- ・ マンションへの充電設備設置に特化したポータルサイトからの情報発信



▶▶ R7年12月末時点：902件（約12.6万戸）

事業概要

- 災害時でも自宅での生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表
 - 登録要件 耐震基準を満たしていること（前提）
 - ハード対策：非常用電源の設置
 - ソフト対策：防災マニュアル等を整備
 } いずれか（ソフト対策のみでも登録可）
- 登録済マンションに対し、在宅避難の実効性を高める支援を更に充実させ、ソフト・ハード対策を共に推進



助成の内容

区分	支援対象	
ソフト面	防災備蓄資器材（防災キャビネット、簡易トイレ等）補助	拡充
ハード面	非常用電源設置（蓄電池、発電機）補助	拡充
	非常用電源確保に係る浸水対策（止水板の設置等）補助	拡充
	既存給排水管点検調査専門家派遣	継続
	エレベーター閉じ込め防止対策（リスタート機能等）補助	拡充
	マンホールトイレ整備補助	継続
	太陽光発電設備・V2X（自動車用充放電設備）設置補助	継続
	防災備蓄倉庫の設計・改修費補助	拡充

ソフト面への支援イメージ

- ▼ 防災備蓄資器材
- 〔エレベーター用 防災キャビネット〕



ハード面への支援イメージ

- ▼ 蓄電池とV2X





(4)住宅市街地

②8 宅地開発無電柱化推進事業

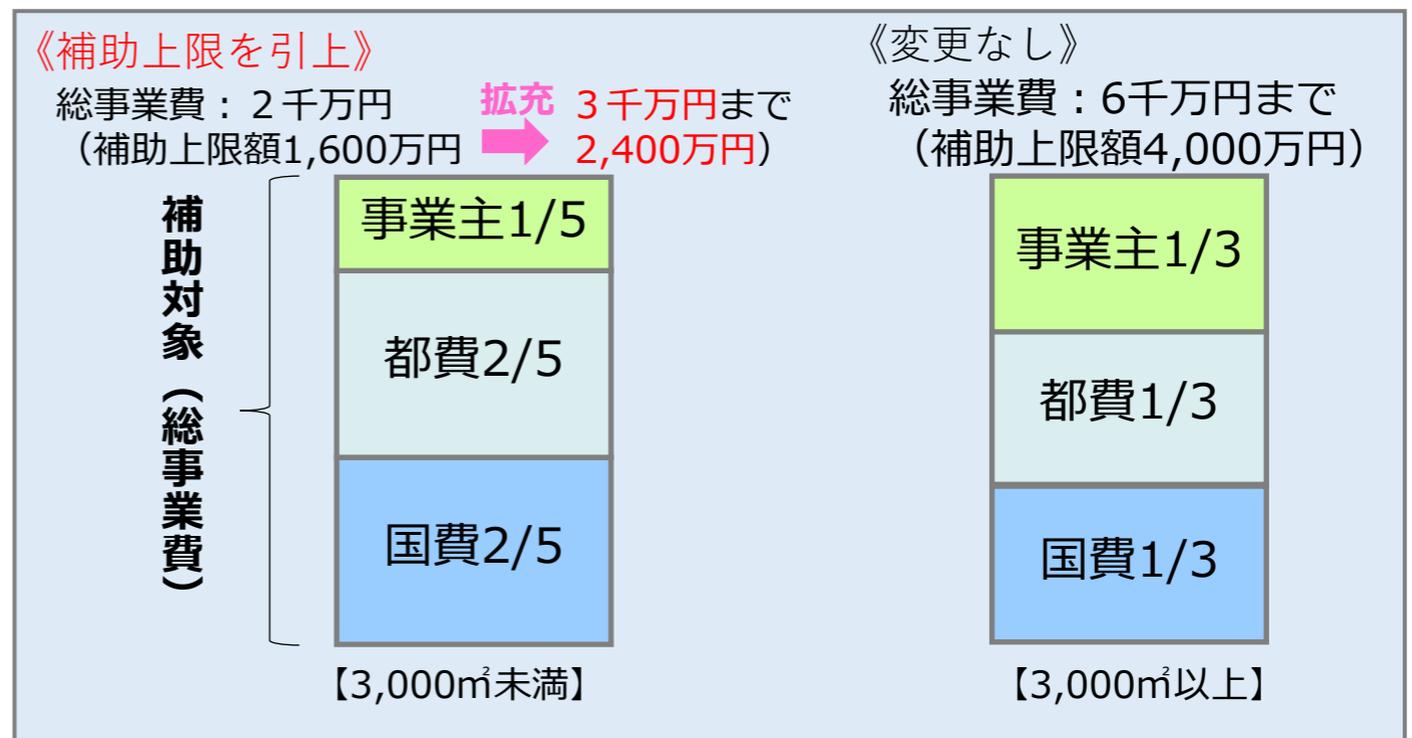
事業概要

無電柱化を推進するため、都市計画法による開発許可を得て、新たに築造される道路の電線類を地中化した場合に、その事業費の一部について補助を実施

事業内容

- 対象事業の条件
 - ・都内で開発許可により新たに道路を築造する宅地開発（住宅を主な用途とする開発）
- 補助対象となる費用

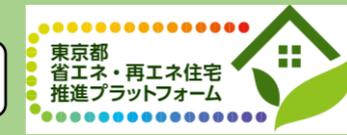
無電柱化の設計費・工事費（引込柱を含む）
- 補助限度額
 - 《開発面積：3,000㎡未満》 **【R8年度より】**
 総事業費**3,000万円まで【拡充】** 総事業費の4/5を補助
 - 《開発面積：3,000㎡以上》
 総事業費6,000万円まで、総事業費の2/3を補助
- 補助事業について



②8 無電柱化無料相談窓口の設置

継続

都市整備局

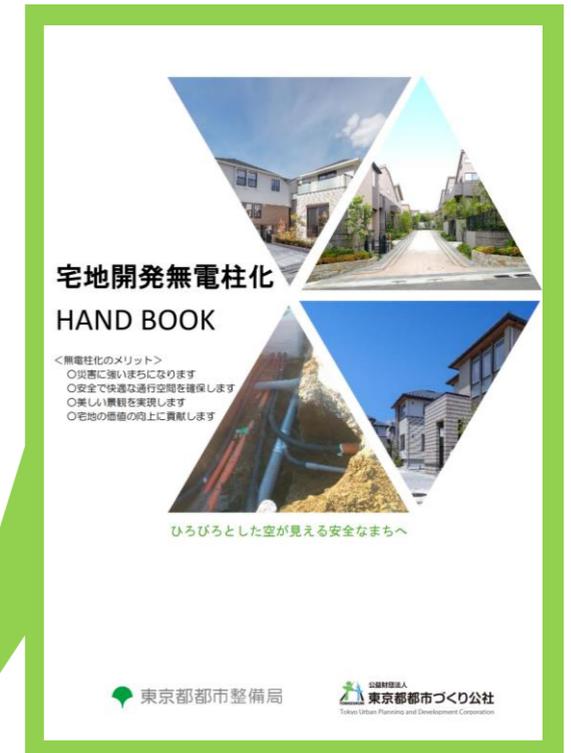


事業概要

(公財) 東京都都市づくり公社と連携・協力して、開発事業者や設計会社の皆様へ、配線計画案の作成や概算費用の算出等の支援を無料で行う相談窓口を設置する

事業内容

- 利用できる方：開発事業者及び開発事業者から設計を依頼された設計会社
- 支援内容：開発道路を無電柱化する場合の配線計画案作成、想定事業スケジュールの作成、概算事業費の算定、個別のご相談への回答 など
- 対象要件
 - (1) 都市計画法第 29 条の開発許可を受けて行う開発事業（都内）
 - (2) 住宅を主な用途とする開発事業（開発戸数 20～30 戸程度を上限）
- 受付期間（予算を超えた時点で受付を終了することがあります）
令和8年4月1日から令和9年2月下旬まで（予定）
- 相談窓口：(公財) 東京都都市づくり公社
<https://toshizukuri-cms.com/information/mudenchu.html>



※無電柱化を実施する際のノウハウをまとめた「宅地開発無電柱化 HAND BOOK」もご活用ください！
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/2025-03-27-163614-200>

28 宅地開発無電柱化認定制度

事業概要

宅地開発において無電柱化に取り組む事業者を増やしながらかく普及させることを目的として、事業者の認定制度を創設・運用しています

事業内容

○認定されると

- ・都市整備局ホームページで、認定事業者と、その取組事例を紹介します
- ・認定ロゴマーク（登録番号入り）をご活用いただけます

○認定の要件

都市計画法第29条の開発許可を受けて行う宅地開発において、無電柱化を推進する事業者で、以下のいずれも満たす方

- (1) 都内での無電柱化の施工が確認された方
- (2) 認定規定の内容について同意した方

○募集期間：予定が決まりましたら、下記リンク先等でご案内します

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/jyutaku/takutimudentyuu/201

○認定制度について

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/pdf_bosai_kaihatsu_pdf_kaihatsu13-01



認定ロゴマーク



表彰事業者への表彰状の授与

【問合せ先】 都市整備局 市街地整備部 区画整理課（宅地開発無電柱化担当）
電話 03-5320-5132



(5)家電の買い替え

⑳ 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）

1 事業概要

- 省エネ性能の高い**エアコン**、**冷蔵庫**及び**給湯器**並びに**LED照明器具**への買替等を促進するため、「東京ゼロエミポイント」を付与する事業
- 令和6年10月1日購入分より店舗での値引き方式に変更及び支援を拡充
- **令和7年8月30日より高齢者及び障害のある方を対象に支援を拡充**

2 事業内容

期限：令和9年3月31日

※当該事業に参加登録した家電販売事業者からの購入に限定

- ※高効率な新規家電購入及び高齢者及び障害者のエアコン購入は、令和9年3月31日まで期限を延長
- ※予算が無くなり次第終了

コールセンター：0120-083-255
又は03-6834-2621
 9時から17時まで（年末年始を除く）



① 通常の見替

- エアコン(最大23,000ポイント)
- 冷蔵庫(最大26,000ポイント)
- 給湯器(一律12,000ポイント)
- LED照明器具(対象製品のみで4,000ポイント、取替作業費込みで6,000ポイント)

② 長期使用家電からの見替

- エアコン(最大**70,000**ポイント)
- 冷蔵庫(最大**80,000**ポイント)

③ 高効率な新規家電購入

- エアコン(最大10,000ポイント)
- 冷蔵庫(最大5,000ポイント)

⑤ 調査費用の助成

- 1台当たり5,000円
※事業者への助成
- ②の申請に当たり、参加登録した事業者が、買替前機器の製造年等を現地調査・確認し、買替申請が成立した場合

④ 高齢者及び障害者のエアコン購入

- 高齢者の方や障害のある方がエアコン（多段階評価点が3.0以上）を購入する際、80,000ポイントを付与



⑲ 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）

3 ポイント数詳細

【新規購入】

対象機器	ポイント数
エアコン 多段階評価点 2.0～2.9以下	対象外
エアコン 多段階評価点 3.0以上	10,000
冷蔵庫 省エネ基準達成率 100%～104%以下	対象外
冷蔵庫 省エネ基準達成率 105%以上	5,000

【高齢者・障害者購入】

対象機器	ポイント数
エアコン 多段階評価点 3.0以上	80,000

拡充

【通常買替】

対象機器	区分	ポイント数①
エアコン 多段階評価点 2.0～2.9以下	2.4kW未満	9,000
	2.4kW～3.6kW未満	10,000
	3.6kW～	23,000
エアコン 多段階評価点 3.0以上	2.4kW未満	15,000
	2.4kW～3.6kW未満	18,000
	3.6kW～	23,000
冷蔵庫 省エネ基準達成率 100%以上	251ℓ未満	14,000
	251ℓ～501ℓ未満	16,000
	501ℓ～	26,000
給湯器	エコジョーズ	12,000
	エコキュート	12,000
	エコフィール	12,000
	ハイブリッド	12,000
LED照明器具	購入のみ	4,000
	取替作業費込み	6,000

【長期使用家電買替】※

対象機器	区分	ポイント数②
エアコン 多段階評価点 2.0～2.9以下	2.4kW未満	20,000 (①+11,000)
	2.4kW～3.6kW未満	30,000 (①+20,000)
	3.6kW～	40,000 (①+17,000)
エアコン 多段階評価点 3.0以上	2.4kW未満	50,000 (①+35,000)
	2.4kW～3.6kW未満	60,000 (①+42,000)
	3.6kW～	70,000 (①+47,000)
冷蔵庫 省エネ基準達成率 100%～104%以下	251ℓ未満	14,000 (0)
	251ℓ～501ℓ未満	25,000 (①+9,000)
	501ℓ～	40,000 (①+14,000)
冷蔵庫 省エネ基準達成率 105%以上	101ℓ～251ℓ未満	20,000 (①+6,000)
	251ℓ～501ℓ未満	40,000 (①+24,000)
	501ℓ～	80,000 (①+54,000)

※ 製品の銘板により、製造年から15年以上経過したことが確認できる機器からの買替の場合



(6)プラットフォーム



③0 東京都省エネ・再エネ住宅普及促進事業補助金

事業概要

プラットフォーム会員団体が行う、省エネ・再エネ住宅普及促進に要する費用の一部を補助

事業内容

※営利を主目的とする事業は対象外

○補助対象：右表

○補助率：2/3

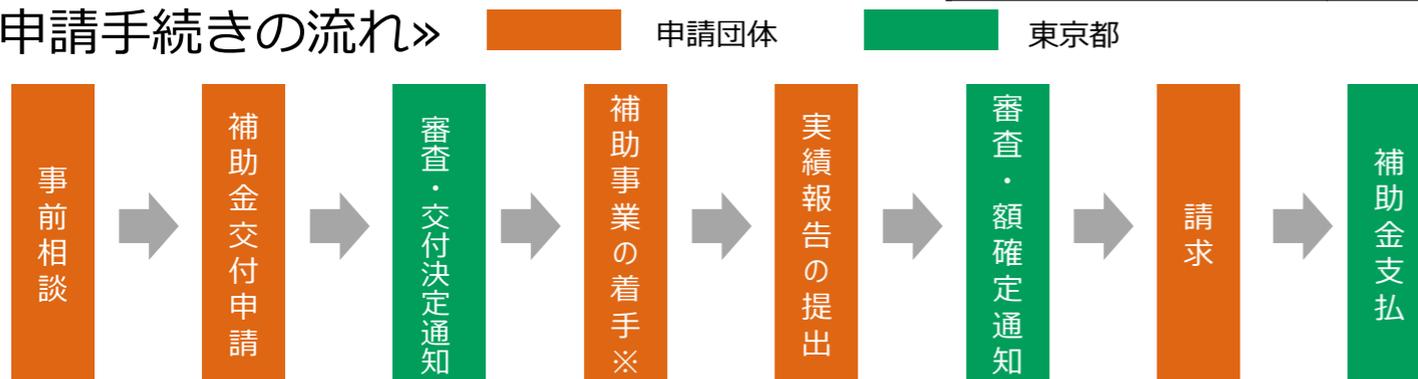
○補助上限額：3,500千円

○申請期間：令和8年4月1日受付開始

*申請から交付決定まで1～2週間程度

補助事業	対象事業（例）	対象経費（例）
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> セミナー開催 パンフレット作成 HP作成 	<ul style="list-style-type: none"> セミナー開催に要する費用（講師謝礼・会場借上げ、資料印刷費） パンフレット作成に要する費用 HP作成に要する費用
相談窓口等設置	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 研修会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置に要する初期費用（備品の購入費） 研修会開催に要する費用
技術力向上	<ul style="list-style-type: none"> 技術支援講習会（施工技術、省エネ計算） 	<ul style="list-style-type: none"> 技術支援講習会に要する費用（講師謝礼・会場借上げ、資料印刷費）

「申請手続きの流れ」



※補助対象経費の変更等が生じた場合は速やかに変更申請要

「お問合せ先」

東京都住宅政策本部民間住宅部計画課
（プラットフォーム事務局）

電話：03-5320-5459

MAIL：S1090501@section.metro.tokyo.jp

「補助金HP」



2 東京都の施策について

- (1) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度（都市整備局）
- (2) 木材を活用した建築物マップ「木になる建築マップ」（都市整備局）
- (3) 木材利用による脱炭素化に資する人材育成事業（住宅政策本部）

2 東京都の施策について

(1) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

都市整備局



建築物再生可能エネルギー利用促進計画

■促進計画策定済み

	促進計画	特例許可基準	条例	説明義務用リーフレット	パブコメ結果
足立区	○	○	○	①②③	○
大田区	○	-	○	①②	○
葛飾区	○		○	①②	○
渋谷区	○	○	○	①②③	○
杉並区	○	○	○	①②	○
港区	○	○	-	○	○
文京区	○	-	○	○	○
調布市	○		○	○	○
八王子市	○		○	○	○

■促進計画作成

○中野区

パブリックコメント手続きの実施について

- ・中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（案）
- ・中野区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例（案）

期間：令和8年1月28日（水）～2月18日（水）

▶ 随時都市整備局HPにて区市町村の情報を公開

東京都 再エネ促進区域制度 **検索**

※3月下旬リニューアル予定

今後の予定

令和8年4月1日施行：中野区、八王子市

※促進計画の詳細な情報は各区市町村のHPを参照

促進計画が策定された区域

- ▶ 形態規制の**特例許可**（容積率・建蔽率・絶対高さ・高度地区）が可能
- ▶ **建築士**による再エネ導入効果の**説明義務**

国土交通省HPにて解説動画公開中

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/03.html>

▼ 促進区域制度概要説明



建築物再生可能エネルギー
利用促進区域制度 概要説明会動画

▼ 説明義務制度（実演ドラマ）



建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度
説明義務制度<実演ドラマ>

2 東京都の施策について

(2) 木材を活用した建築物マップ「木になる建築マップ」

都市整備局



東京都建築物脱炭素化ポータルサイト 

<https://www.datsutansoka.metro.tokyo.lg.jp/>

3月公開

- 脱炭素化に向け、建築物における**省エネ・再エネ・木材活用**に関する**情報発信を強化**
- 設計者や施工者等の実務者向けに情報を発信し、**脱炭素に係る事業の円滑化や拡大**につなげる

「でかぽ」とは

「Building **Decarbonization Portal Site**」の「**Deca**」と「**Po**」を組み合わせた言葉

 **の一部コンテンツ：木になる建築マップ**

<https://www.datsutansoka.metro.tokyo.lg.jp/timber/map/>

先行公開中

- 木材をより多く利用できる「**中高層**」・「**中大規模**」の建築物における**木材活用の促進**のため、視覚的に情報が入るようにし、木材活用に関する技術情報や可能性などの**魅力を発信**
- 都内における木材を活用した「**中高層**」・「**中大規模**」の**建築物の情報（木材使用量・炭素貯蔵量など）を強化**



有明GYM-EX (旧有明体操競技場)

木材使用量: 2,300㎡
木材使用率: 0.07㎡/㎡
炭素貯蔵量: 1,700t-CO₂
入館: 要予約 (チケット必要)
外部からの木質視認: 可 (外装)
主要用途: 展示場・スポーツ練習場
階数: 地上3階
延床面積: 35,200.00㎡



現在地周辺を探す

でかぽ



有明GYM-EX (旧有明体操競技場) Building Information

木材情報 ※「木材使用量 + 延床面積」により算定

- 木材使用量: 2,300 ㎡ (うち国産材使用量: 2,300 ㎡)
- 木材使用率*: 0.07 ㎡/㎡
- 炭素貯蔵量: 1,700 t-CO₂

木質視認可否

- 入館: 要予約 (チケット必要) 可能
- 外部: 外装 可能

受賞歴

- 第62回BCS賞
- 木材活用コンクール・優秀賞・林野庁長官賞
- 木材利用優良施設コンクール・環境大臣賞

全体工事費 100億円以上 300億円未満

木になる建築マップ

問合せ先: 東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 建築物省エネ担当 伊藤・伊東・下田 03-5320-5031

(3) 木材利用による脱炭素化に資する人材育成事業

中層共同住宅の木造化はCO₂の排出抑制や国産木材の活用による脱炭素化に寄与する有効な手段です。

今後増加が見込まれる中層共同住宅の建替えを見据え、中層共同住宅の建設・設計の担い手である工務店や設計事務所の皆様を対象に、講習会を開催予定

令和8年度 中層木造共同住宅の設計講習会（案）

- 目的 : 中層共同住宅の木造化を進めるため、中小事業者向けに設計技術力向上の機会を提供
 - 対象者 : 東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム会員団体の設計者、技術者
(全6回の講習を通して受講できる方)
 - 定員 : 50名程度
 - 参加費 : 無料
 - 講習形式 : 対面形式
 - 講習回数 : 全6回の講習を2回開催
- ※募集については、後日プラットフォーム分科会やホームページ、メルマガで案内

回数	内容（予定）
第1回	概論（国産木材利用の意義、環境の観点、基準法改正等）
第2回	構法計画の基本事項、構造計画上の留意事項、設計プロセス
第3回	設計、木質系材料
第4回	防耐火規定の概要、告示の例示仕様（1時間準耐火構造、75分準耐火構造）
第5回	燃えしろ設計、接合部の防耐火、軸組構法による事例（準耐火建築物）
第6回	賃貸住宅の事業収益、損益分岐、事例紹介など



3 その他

- (1) 住宅事業者への感震ブレーカー設置促進のための補助金（総務局）
- (2) 事務局からの連絡

(1) 住宅事業者への感震ブレーカー設置促進のための補助金

1 事業目的

東京都は、**地震発生時における電気火災を防止**するため、**住宅事業者**が都内に住宅を新築する際に設置する**感震ブレーカーの購入費を補助**しています。

2 補助内容

- 補助対象者：住宅事業者
- 補助経費：住宅の新築やリフォーム工事（増築・改築含む）の際に設置する**分電盤内蔵タイプの感震ブレーカーの購入費**
- 補助率：対象経費の1/2（上限3万円）



「感震機能付き分電盤」

<拡充のポイント>

補助対象として、建売の木造住宅に限定していましたが、**都内すべての新築住宅やリフォーム工事（増築・改築含む）を行う住宅に拡大**しました。**交付要綱が確定次第、申請受付**します。

3 お問い合わせ先

お気軽にお問い合わせください。

東京都総務局総合防災部防災戦略課

電話番号：03-5320-7449（直通）

メールアドレス：S0031506@section.metro.tokyo.jp



3 その他 (2)事務局からの連絡 令和7年度参加団体 (54団体)

住宅事象者団体	リフォーム事象者団体	省エネ・再エネ設備団体	地域工務店団体	不動産・建築士団体等			

令和7年度から参加：3団体

団体名称変更：1団体
(旧：一般社団法人日本モバイル建築協会)

※退会 一般社団法人 日本木造分譲住宅協会
(団体解散による)

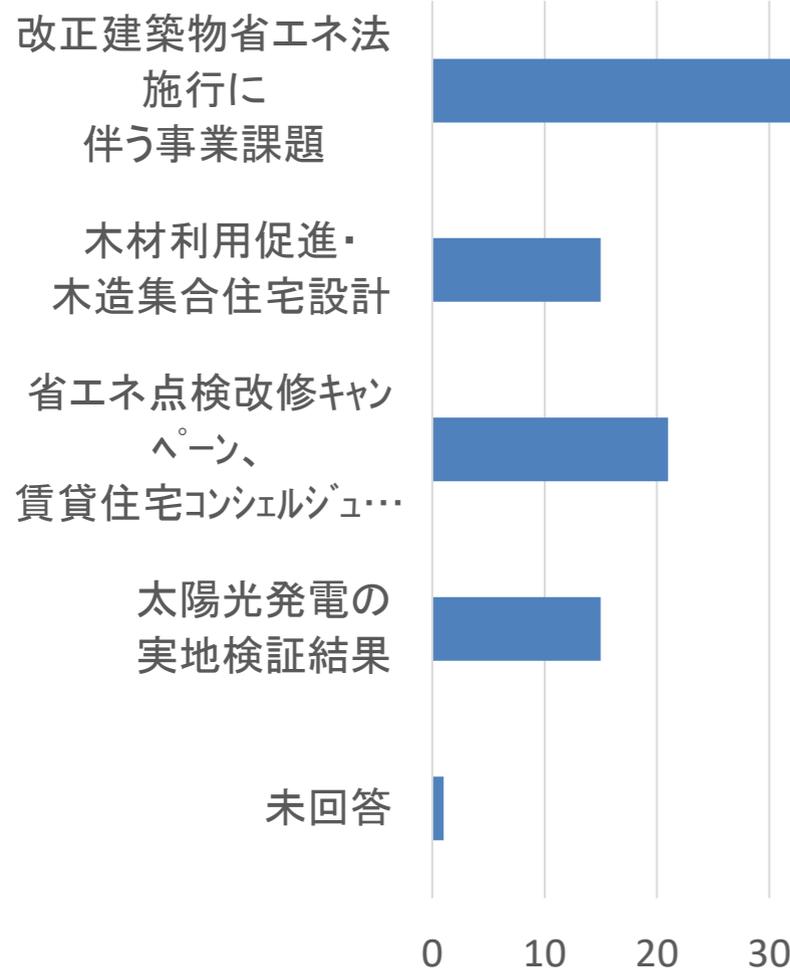
3 その他 (2)事務局からの連絡 令和7年度活動実績

- 連絡協議会は2回にし、**分科会を6回**にすることで、**意見交換等の活性化**
- プラットフォームHPについて、局サーバーから独立させ、外部サーバーによる維持管理を行い、**補助検索機能、投稿機能等の機能を強化**することで、**事業者にとって有益な内容への充実や双方向の情報交換**

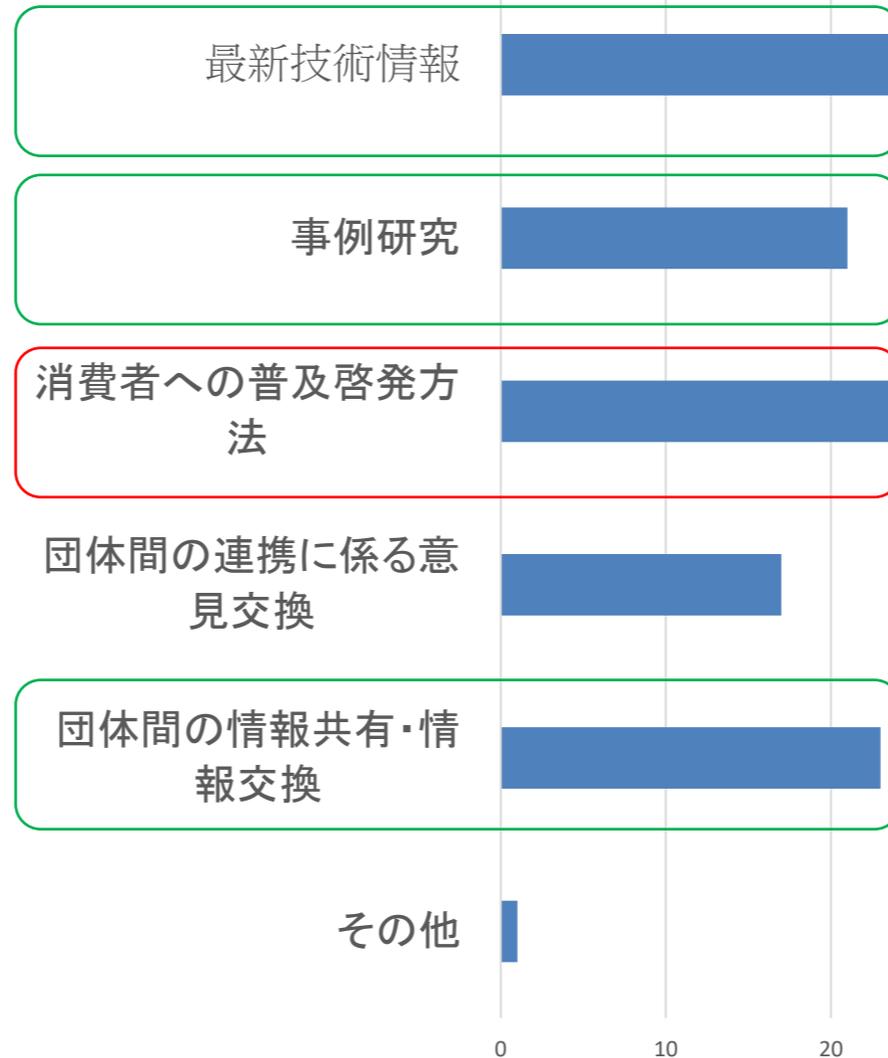
	令和7年 4月～6月	7月～9月	10～12月	令和8年 1月～3月
会議体	4/25 連絡協議会 (第1回) <small>今年度の 都の計画・補助金等紹介</small> ● 団体アンケート	7/2 分科会 (第1回) 7/30 分科会 (第2回) 8/22 分科会 (第3回) <small>戸別訪問(希望団体)</small>	9/12 分科会 (第4回) 10/23 分科会 (第5回) 11/28 分科会 (第6回)	2/9 連絡協議会 (第2回) <small>次年度の 都の予算の紹介</small> (協議会と同時開催) 事業者向けセミナー
主な活動内容	普及促進事業補助金 (普及啓発、相談窓口の設置、技術力向上)			
	● 2/16申請締切 (完了実績報告3/16締切)			
	ホームページ運用 → 9/16～ ポータルサイト化 (東京都HPから独立サイトへ) メルマガ配信			
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; text-align: center;"> 都民への普及啓発 10/10,11住まいに役立つ情報展 1/16,17エコ住宅体験会 </div>				

団体アンケート（5月実施、回答45団体）

都が設定する分科会テーマへの関心

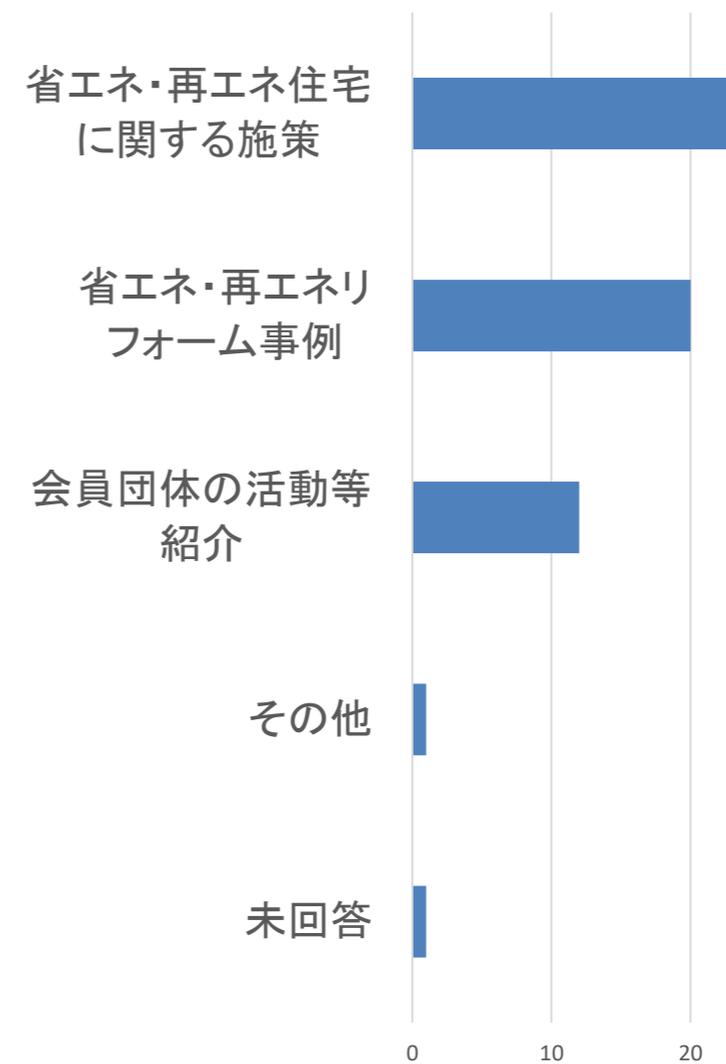


分科会テーマへの希望



⇒ 第5回普及啓発
第6回省エネ・再エネの取組み事例

ホームページ等の充実



⇒ (12月末) HP: 団体から更新 (5件)
団体活動の収集 (9件)
メルマガ (~vol.27)

	開催日	設定テーマ	意見交換参加団体	意見交換概要
第1回	7月2日	住宅政策本部、産業労働局、都市整備局 木材利用促進・木造集合住宅設計等について	6団体	<ul style="list-style-type: none"> ・木材利用ポイント事業の要件 ・構造木質化に係る補助の要件 ・木材の利用促進における課題 等
第2回	7月30日	環境局 省エネ点検改修キャンペーン、賃貸住宅コンシェルジュ事業等について	11団体	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーやコンシェルジュの登録 ・賃貸の改修に係る事例やメリット ・集合住宅における取組 等
第3回	8月22日	住宅政策本部 太陽光発電の実地検証等（JKK）について	10団体	<ul style="list-style-type: none"> ・事例の施工工法 ・既存マンションにおける設置課題 ・エアソーラー、プラグインソーラー 等
第4回	9月12日	都市整備局 改正建築物省エネ法の施行に伴う事業課題等について	15団体	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様基準による申請課題 ・審査機関の逼迫状況 ・省エネ設計の外注先 等
第5回	10月23日	普及啓発について ・東京都、団体の実施イベント等	11団体	<ul style="list-style-type: none"> ・他分野（医療、ペット等）との連携 ・技術的な説明に係る団体間の連携 ・事業者向けの普及啓発 等
第6回	11月28日	省エネ・再エネ化の取組み事例について ・団体会員等による再エネ、断熱の事例	10団体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間の情報共有 ・HP掲示板の活用 ・次年度分科会の在り方 等

※意見交換は対面参加団体に限定

①住まいに役立つ情報展2025（10月10日、11日／新宿駅西口イベントスペース）

住まいに役立つ情報展 2025

マンション防災	セーフティネット住宅
省エネ・再エネ住宅	子育てに適した住宅
空き家対策	消費者向け不動産無料法律相談※
多摩産材等の国産木材	不動産取引への注意喚起

東京都の住まいに関する補助制度等の紹介や専門家による無料相談を行います。新宿駅西口広場へどうぞお越しください!!

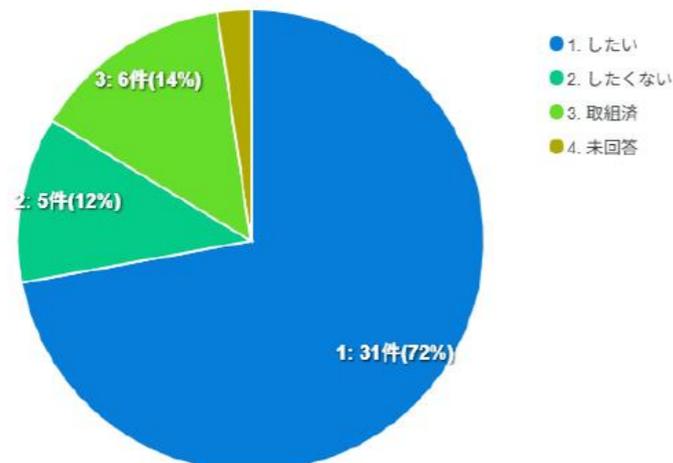
日時：令和7年10月10日(金)、11日(土)
午前10時～午後6時（最終日は午後5時まで）
場所：新宿駅西口広場イベントコーナー（入場無料）
※「消費者向け不動産無料法律相談」の最終受付は15時30分です。ご希望の方は、実行期間内にお越しください。

(問合せ先) 住宅政策本部民間住宅部計画課
TEL: 03-5320-4936

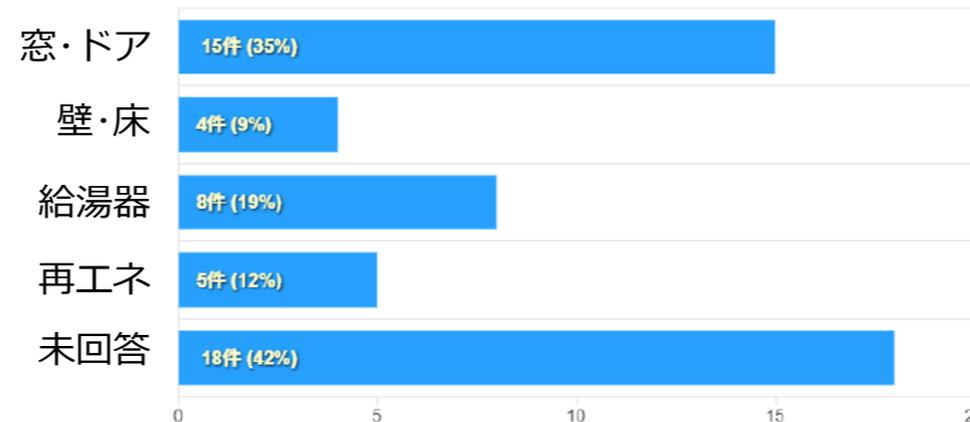
プラットフォーム6団体の協力



省エネ・再エネ化の意向



取り組んでみたいリフォーム



補助金の認知

